

大和市告示第54号

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱（平成22年大和市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「若しくは法第39条第1項」を「、法第39条第1項」に改め、「保育所」という。）の次に「若しくは法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分）」を加える。

第2条第1号ア中「保育所」の次に「又は前条の幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分）（以下「保育所等」という。）」を加え、「保育所改修等事業」を「保育所等改修等事業」に改める。

第4条第3項第1号中「保育所改修等事業」を「保育所等改修等事業」に改める。

別表第1賃貸物件による保育所改修等事業の項中「保育所改修等事業」を「保育所等改修等事業」に、「保育所」を「保育所等」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。